

## 直営向けガイドラインのあり方の検討

---

令和元年11月6日

国土交通省 技術企画課

対象施設 区分	公共民間 区分	重要性 区分	維持管理計画等の策定	定期的な点検診断の実施
技術基準 対象施設	公 共	重点点検診断施設	・義務あり (法令・行動計画) <sup>※1</sup>	・義務あり (法令・行動計画) <sup>※1</sup> (3年以内毎に実施) <sup>※2</sup>
		通常点検診断施設	・義務あり (法令・行動計画) <sup>※1</sup>	・義務あり (法令・行動計画) <sup>※1</sup> (5年以内毎に実施) <sup>※2</sup>
	民間事業者	重点点検診断施設	・義務あり(法令)	・義務あり(法令) (3年以内毎に実施) <sup>※2</sup>
		通常点検診断施設	・義務あり(法令)	・義務あり(法令) (5年以内毎に実施) <sup>※2</sup>

※1 インフラ長寿命化計画(行動計画)により、令和2年度までに100%達成目標。

※2 『技術基準対策施設の維持に関し必要な事項を定める告示』改正平成26年3月28日国土交通省告示第三九四号より適用。

## ◎法令（維持告示）に関する義務

『技術基準対象施設の維持に関する必要な事項を定める告示』は、平成26年3月28日公布・施行された。

- ・ 重点点検診断施設は「3年以内ごとに少なくとも1回」となっており、平成29年3月28日までに、一般定期点検を実施する必要がある。
- ・ 通常点検診断施設は「5年以内ごとに少なくとも1回」となっており、平成31年3月28日までに、一般定期点検を実施する必要がある。

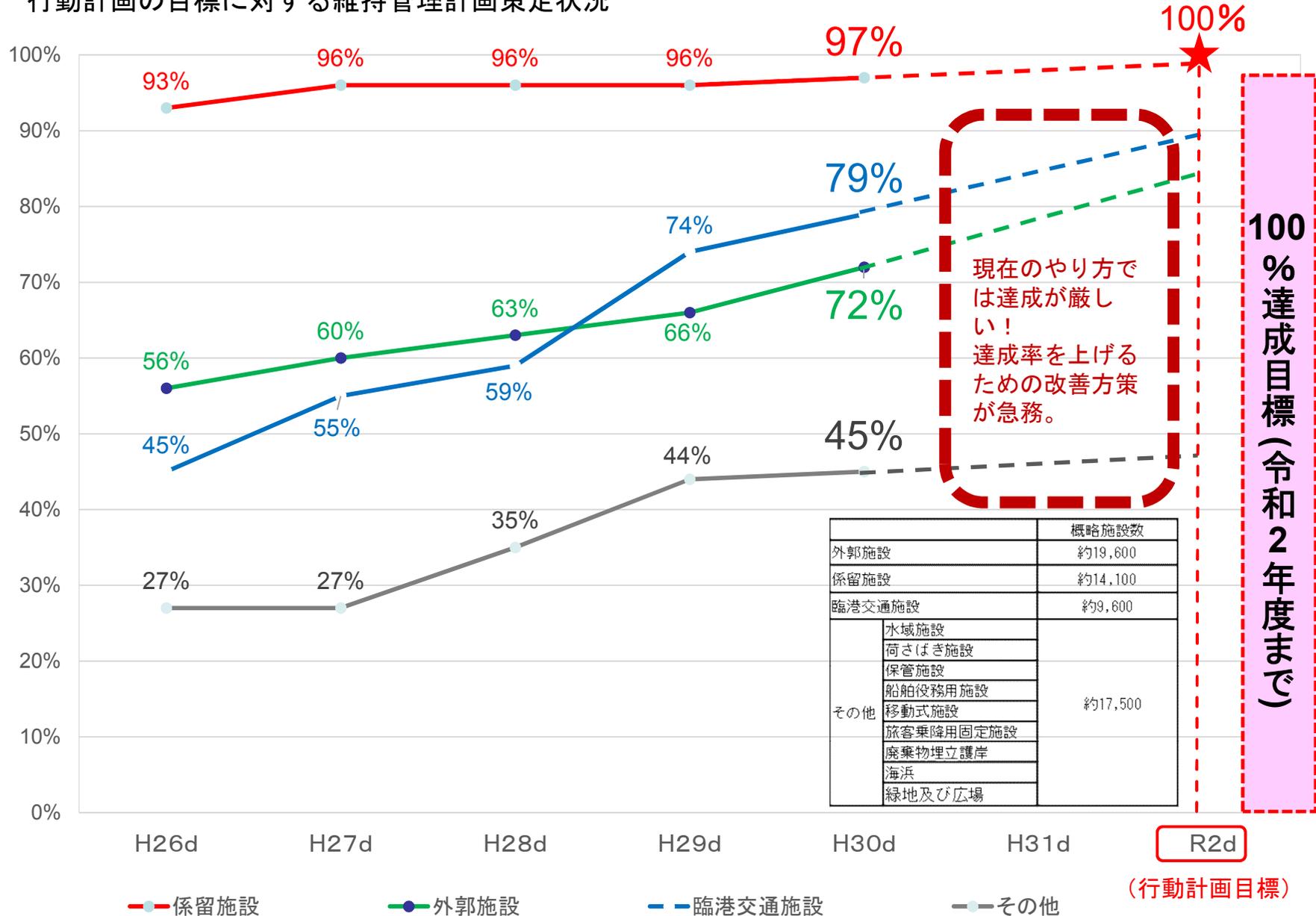
## ◎行動計画に関する義務

『基本計画の目標達成に向けた行動計画』は、平成25年5月21日に、「社会資本の老朽化対策会議」で決定され、港湾施設の長寿命化のための基本計画（基本方針）が示された。

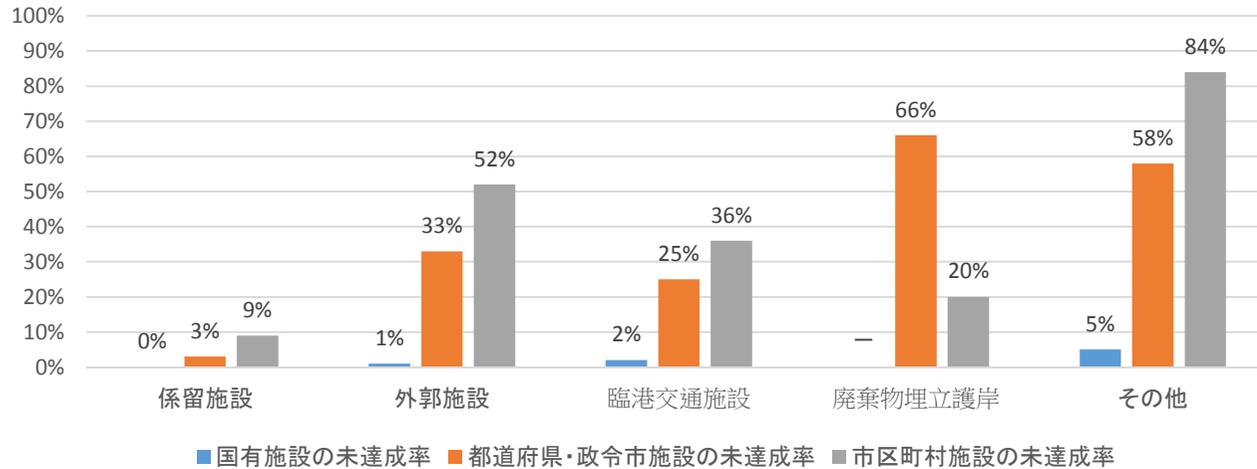
- ・ 令和2年度までに、維持管理計画の策定、定期点検診断の達成率を100%とすることが義務づけられた。
- ・ 適切に維持管理していない施設は、補助対象とならない。

# 行動計画の目標を達成するため、改善方策が急務

行動計画の目標に対する維持管理計画策定状況



### 維持管理計画に関する未達成率(平成30年3月末)

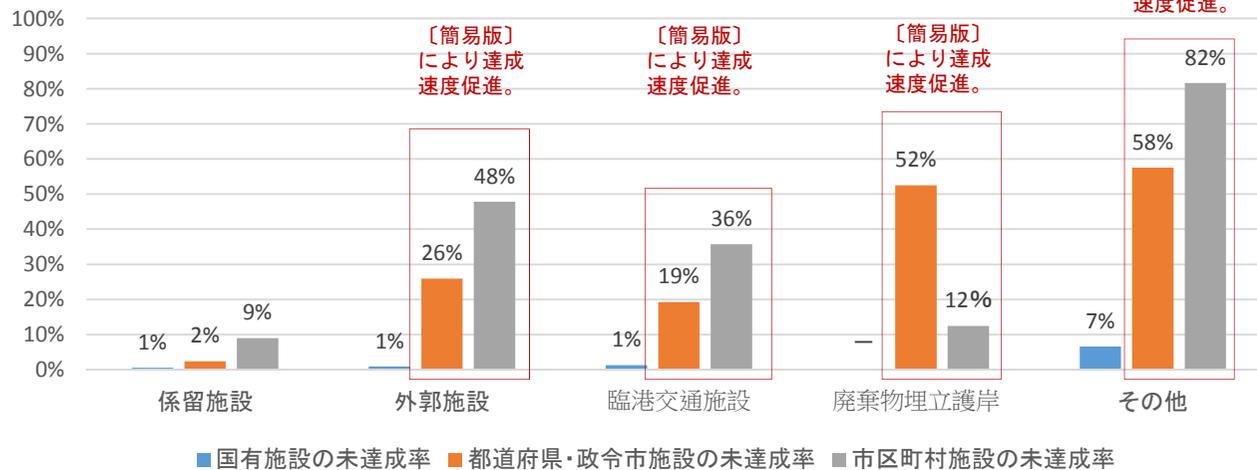


【維持管理計画策定に関する簡易版適用施設】

○国有施設については、〔標準版〕（港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン）の運用により目標を達成することが可能である。

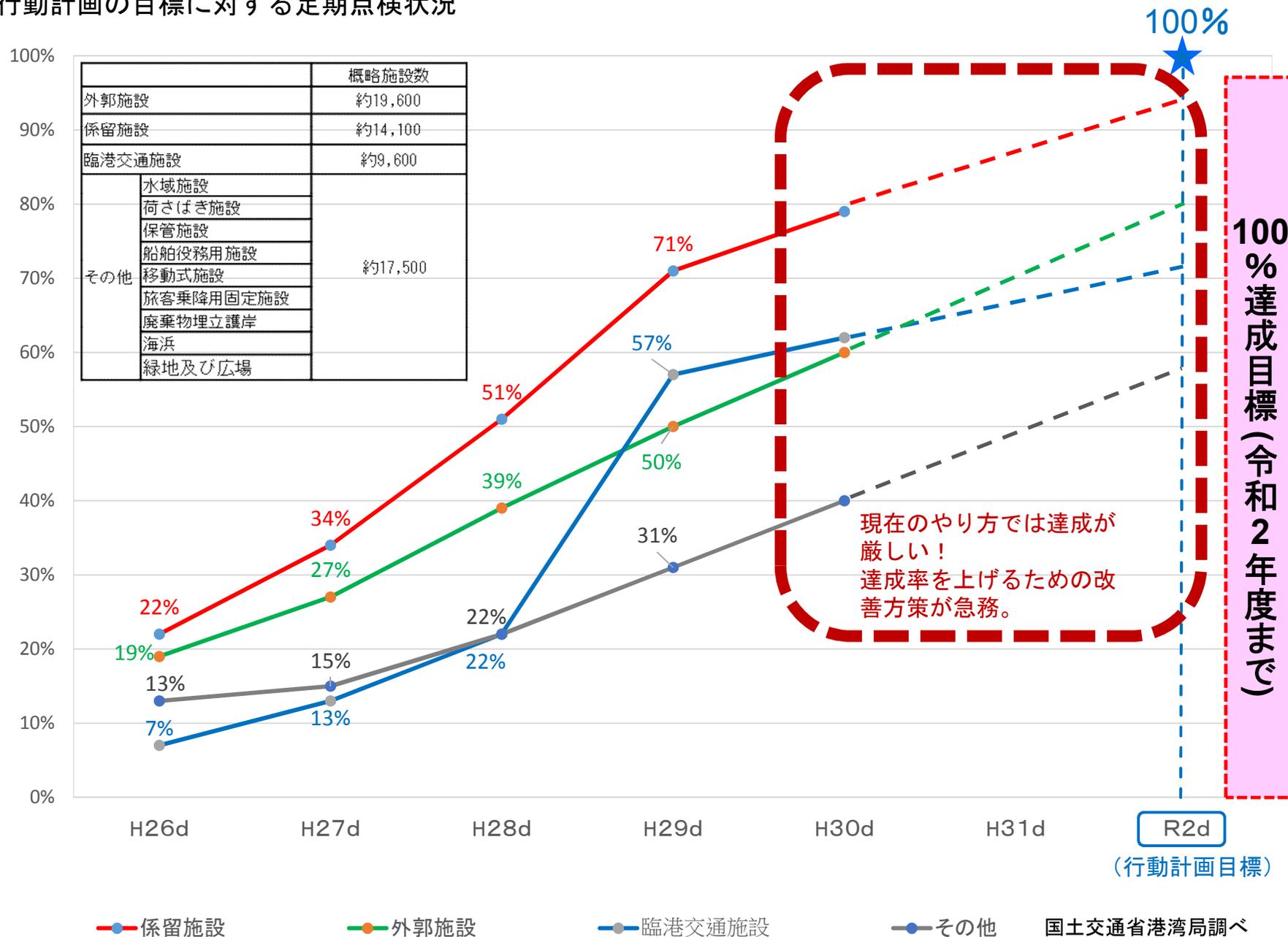
○都道府県・政令市施設、市区町村施設の内「その他」「外郭施設」「臨港交通施設」「係留施設」については、港湾管理者が直営で簡易に点検できるような〔簡易版〕（港湾の施設の維持管理計画策定ガイドラインを簡易化したもの）を作成し、これを運用する。

### 維持管理計画に関する未達成率(平成31年3月末)



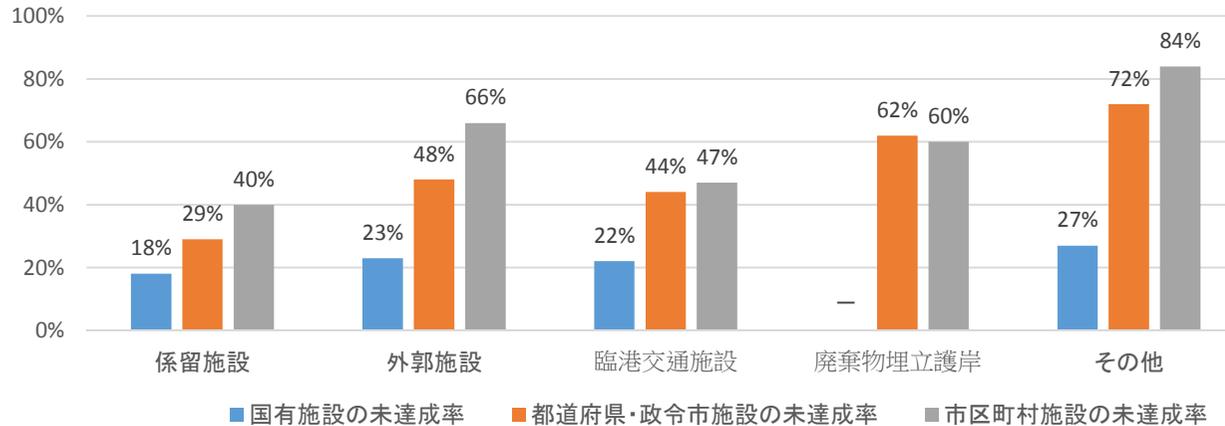
# 行動計画の目標を達成するため、改善方策が急務

## 行動計画の目標に対する定期点検状況



# 行動計画の目標を達成するため、どの施設を改善すればよいのか

### 定期点検診断に関する未達成率(平成30年3月末)

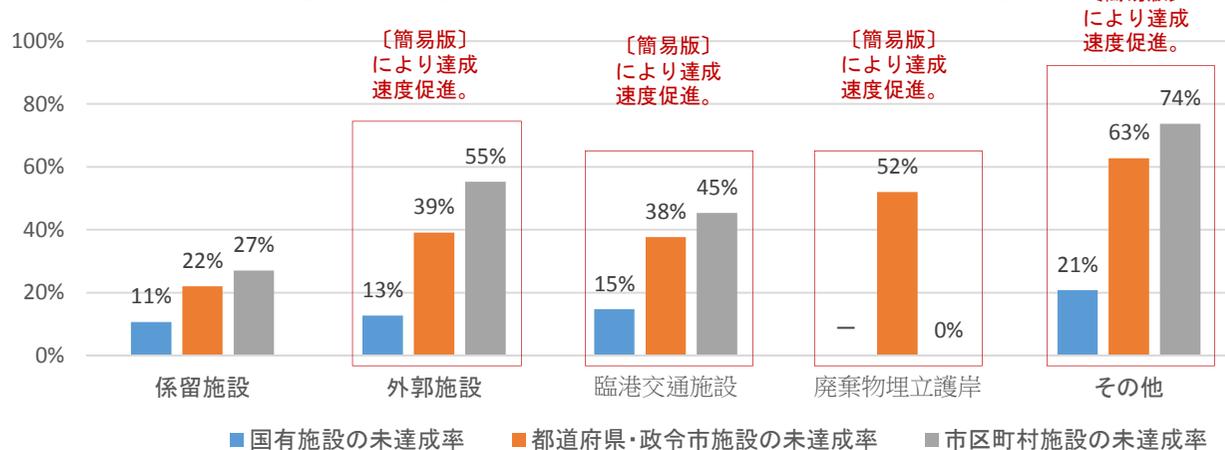


### 【定期点検診断に関する簡易版適用施設】

○ 国有施設については、〔標準版〕（港湾の施設の点検診断ガイドライン）の運用により目標を達成することが可能である。

○ 都道府県・政令市施設、市区町村施設の内「その他」「外郭施設」「臨港交通施設」「廃棄物埋立護岸」については、港湾管理者が直営で簡易に点検できるような〔簡易版〕（港湾の施設の点検診断ガイドラインを簡易化したもの）を作成し、これを運用する。

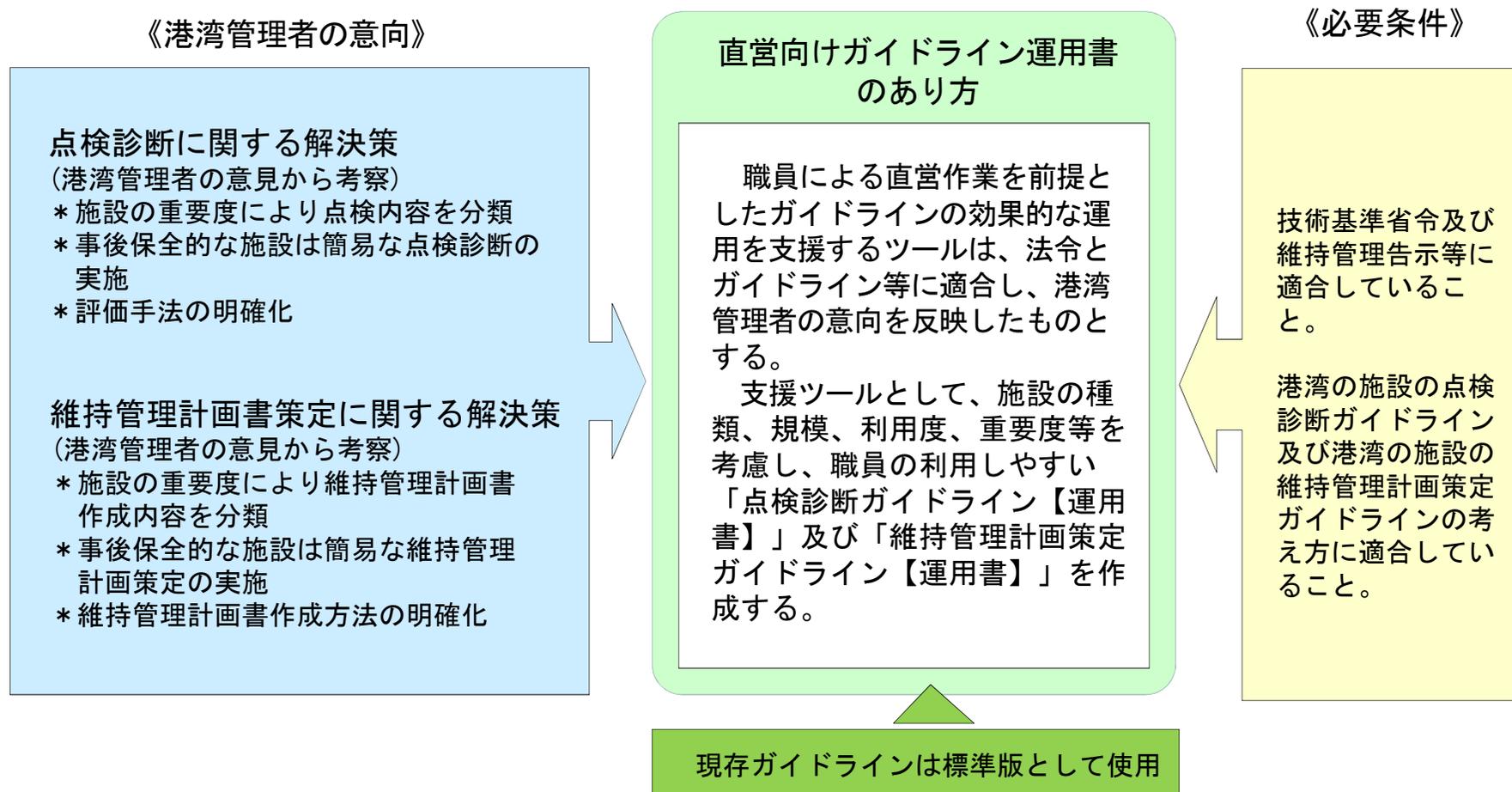
### 定期点検診断に関する未達成率(平成31年3月末)



# 直営向けガイドライン運用書のあり方

職員による直営作業を前提としたガイドラインの効果的な運用を支援するツールは、法令とガイドライン等に適合し、港湾管理者の意向を反映したものとする。

支援ツールとして、施設の種類、規模、利用度、重要度等を考慮し、利用者の利用しやすい「点検診断ガイドライン【運用書】」及び「維持管理計画策定ガイドライン【運用書】」を作成する。



港湾の施設は、港湾管理者によって維持管理する機会が多いが、業務委託契約を締結して適切に維持管理している施設もある。

港湾の施設の技術上の基準を定める省令において、技術基準対象施設は、供用期間にわたって要求性能を満足するよう、維持管理計画等（点検に関する事項を含む。）に基づき適切に維持されるものとする」としている。

維持管理施設計画「等」に基づき行うことも可能であり、必ず維持管理計画書を策定しなければならない訳ではない。代用できる計画があればそれを使うことを再周知する。

たとえば、給水事業や指定管理者制度等、業務委託契約を締結しているものは、契約書類（仕様書等）を以て計画とすることができるものとする。

他の法令で点検が義務づけられているものは、その点検結果、診断結果、又は検査結果をもって、点検診断結果が完了したものとする。

### 【港湾の施設の技術上の基準を定める省令】

（技術基準対象施設の維持）

第四条 技術基準対象施設は、供用期間にわたって要求性能を満足するよう、維持管理計画等（点検に関する事項を含む。）に基づき、適切に維持されるものとする。

## 事後保全型施設等の維持管理計画等の考え方

港湾の施設は、土木施設、建築施設、機械・電気施設など多種多様な施設があり、事後保全型で管理する施設も多い。

事後保全型の施設は、現場巡視（点検）で安全に支障をきたす変状を確認し、応急措置とその後の対策を適切に行うことが重要である。

事後保全型の維持管理計画は、港湾管理者が普段の業務として実施されている現場巡視や法令等に基づく契約の手順で、「技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示」に定める事項を文書化したもので対応できる。

### 【技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示】

（維持管理計画等）

第二条 技術基準対象施設の維持管理計画等は、当該施設の設置者が定めることを標準とする。

2 維持管理計画等は、当該施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な点検診断の時期、対象とする部位及び方法等について定めるものとする。

3 維持管理計画等は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項について定めることを標準とする。

一 当該施設の供用期間並びに当該施設全体及び当該施設を構成する部材の維持管理についての基本的な考え方

二 当該施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な維持工事等

三 前二号に掲げるもののほか、当該施設を良好な状態に維持するために必要な維持管理

## 点検診断の予算が確保できない場合の点検診断の考え方

港湾の施設は、重点点検診断施設や通常点検診断施設があり、重要度等に応じて、定期的な点検診断の頻度は異なっている。点検の実施単位や劣化度の判定、性能低下度の評価は、港湾の施設の点検診断ガイドラインによっている。

規模の小さい施設についても、例えば、浅い水深の重力式係船岸の点検診断はケーソン一函ごと、矢板式岸壁は上部工1スパンごとで行う場合が多く、そのための労力、費用等を要している。点検診断に要する予算が確保できない場合は、点検診断ができない状態である。

点検診断の予算が確保できるまでは簡易な方法で点検診断し、予算が確保できた段階で港湾の施設の点検診断ガイドラインによる方法で点検診断を行う。

### 【技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示】

第四条 技術基準対象施設の点検診断は、省令第六条に基づき設定される当該施設が置かれる諸条件、設計供用期間、構造特性、材料特性、点検診断及び維持工事等の難易度並びに当該施設の重要度等を勘案して、適切な時期に、適切な方法により行うものとする。

2 技術基準対象施設の定期的な点検診断は、五年（当該施設の損壊に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのあるものにあつては、三年）以内ごとに行うものとする。

3 前項に規定する定期的な点検診断のうち、詳細な点検診断については、当該施設の重要度等を勘案して、適切な時期に行うものとする。

4 技術基準対象施設の点検診断は、第二項に規定するもののほか、日常の点検を行うとともに、必要に応じて、臨時の点検診断を行うものとする。

## 標準版・簡易版の対象設定の考え方と該当施設例

維持管理計画書、定期点検診断ともに、現在のガイドラインに基づいて策定された維持管理計画書「標準版」、定期点検診断「標準版」を基本とする。

現場巡視（点検）で安全に支障をきたす変状を確認し、応急措置とその後の対策を適切に行う施設の場合は、「簡易版」で対応してもよい。

なお、予算の確保が難しく、標準版で対応できない場合は「簡易版」で対応し、予算が確保できた段階で「標準型」とすることが望まれる。

標準版・簡易版の対象設定の考え方と該当施設例を下表に示す。

標準版・簡易版の対象施設(目安)

	標準版	簡易版	
	予防保全型施設	事後保全型施設(1)	事後保全型施設(2)
対象施設の考え方	ガイドラインを参照し、一般定期点検診断で変状を確認し、変状に応じた措置とその後の対策を適切に行う施設。	標準版の策定を基本とするが、予算が確保できない施設。	現場巡視で安全に支障をきたす変状を確認し、応急措置とその後の対策を適切に行う施設。
施設例	技術基準対象施設 (外郭施設、係留施設、臨港交通施設、その他の施設)	技術基準対象施設 (外郭施設、係留施設、臨港交通施設、その他の施設)	技術基準対象施設 (広場、緑地等、給水設備、老朽化施設、水域施設)

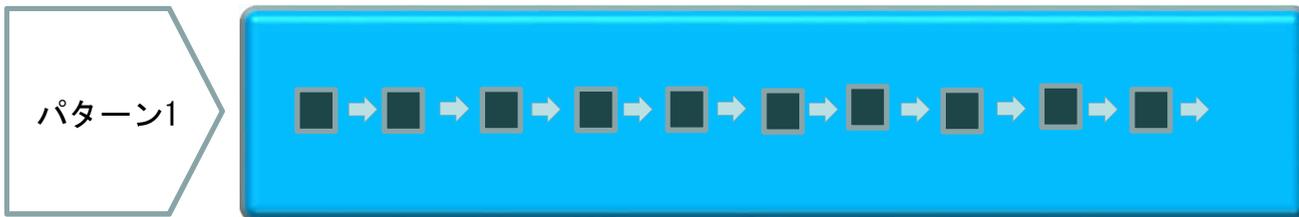
計画的な維持管理計画等を策定するため、「標準版」の策定を基本とするが、場合によっては、「標準版」と「簡易版」を組合せたもの、あるいは、「簡易版」を用いてよい。

「標準版」と「簡易版」の組合せパターンを下記に示す。  
 該当パターンの選択は港湾管理者の判断に委ねる。その際、専門的知識及び技術又は技能を有する者の助言を受けるのがよい。

**【凡例】**

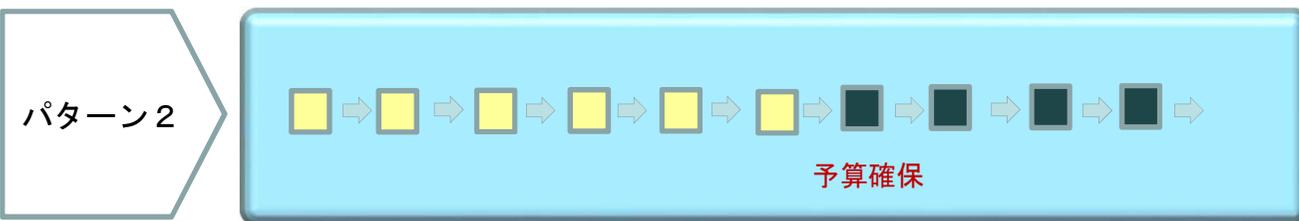
- 標準版維持管理計画書
- 簡易版維持管理計画書

◎予防保全型施設については、「標準版」の維持管理計画書等の策定が基本



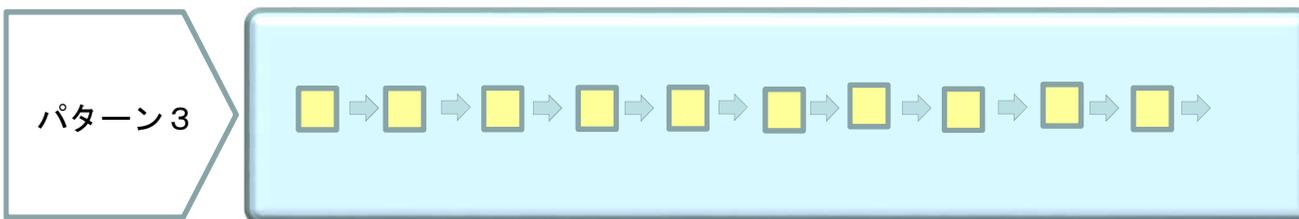
常に「標準版」の維持管理計画書等を策定するやり方。港湾の施設の維持管理計画策定ガイドラインの方法と同じ。

◎事後保全型施設(1)については、予算が確保できた段階で「標準版」の維持管理計画書等を策定



「標準版」の策定を基本とするが、予算が確保できない場合は「簡易版」とし、確保できた段階で「標準版」とする。

◎事後保全型施設(2)については、「簡易版」の維持管理計画書等の策定を行う



常に「簡易版」の維持管理計画書を策定するやり方。

# 簡易型点検診断シートと標準型点検診断シートの運用方法

確実な点検診断を行うため、「標準版」の点検診断が基本とするが、場合によっては、「標準版」と「簡易版」を組合せたもの、あるいは、「簡易版」を用いてよい。

「標準版」と「簡易版」の組合せパターンを下記に示す。  
 該当パターンの選択は港湾管理者の判断に委ねる。その際、専門的知識及び技術又は技能を有する者の助言を受けるのがよい。

**【凡例】**

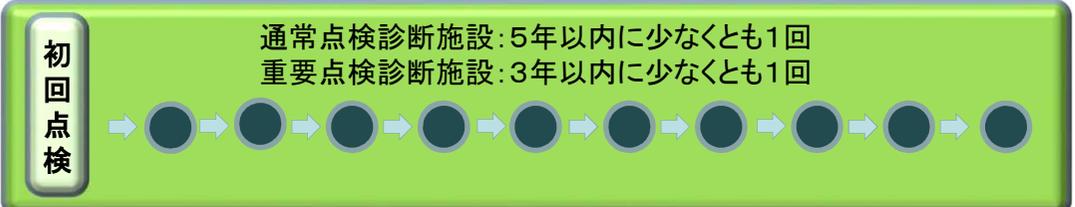
-  標準版点検診断シート
-  簡易版点検診断シート

◎予防保全型施設については、「標準版」の点検診断が基本

**パターン1**

初回点検

通常点検診断施設: 5年以内に少なくとも1回  
 重要点検診断施設: 3年以内に少なくとも1回



常に「標準版」の点検診断を行うやり方。港湾の施設点検診断ガイドラインによる方法と同じ。

◎事後保全型施設(1)については、予算が確保できた段階で「標準版」の点検診断を実施

**パターン2**

初回点検

通常点検診断施設: 5年以内に少なくとも1回  
 重要点検診断施設: 3年以内に少なくとも1回

予算確保



「標準版」の点検診断を基本とするが、予算が確保できない場合は「簡易版」とし、確保できた段階で「標準版」の点検診断を行う。

◎事後保全型施設(2)については、「簡易版」の点検診断を実施

**パターン3**

初回点検

通常点検診断施設: 5年以内に少なくとも1回  
 重要点検診断施設: 3年以内に少なくとも1回



常に「簡易版」の点検診断を用いて行うやり方。

## 簡易版維持管理計画書等について

### 〇〇港 広場（緑地）に関する維持管理計画等

本計画は、〇〇県が管理する〇〇港における「広場（緑地）」を対象に、安全・安心の確保等を図ることを目的とする。

1. 対象施設：〇〇港〇〇広場（緑地）（別添図参照）
2. 維持管理についての基本的な考え方：現場巡視（点検）で安全に支障をきたす変状を確認し、応急措置とその後の対策を適切に行うことを基本とする。
3. 点検診断等の時期、対象とする部位、方法等
  - ・巡回（点検）により広場全域を目視点検とする。（1回／〇か月）
  - ・地震等の天災及び周辺住民より異常の通報があった場合は、臨時点検を行う。
  - ・点検終了後、点検記録簿に異常がある場合は「A」、異常なしの場合「D」の記載を以て点検診断とする。
4. 当該施設の損傷、劣化その他の変状についての対応
  - ・陥没等異常が認められた場合は、立ち入り制限を行う。
  - ・原因を究明する。
  - ・復旧方法の検討。
  - ・予算を確保したうえで、現状復旧（維持工事）する。
5. その他
  - ・維持管理（供用）期間は、当該施設が不要となるまでとする。
  - ・LCCは、過去の現状復旧に係る費用を計上し、平均を以てLCCとする。  
ただし、災害に伴う現状復旧は対象としない。（LCC別紙を添付）

※適宜位置図等を添付

（維持管理計画書等の構成は、本文、別添図、点検記録簿、LCC別紙）

## 【他の法令に準拠した施設】

### 〇〇港 給水設備維持管理計画等

本計画は、〇〇県が管理する〇〇港における「給水設備」を対象に、安全・安心の確保等を図ることを目的とする。

1. 対象施設：別添仕様書のとおり。
2. 維持管理についての基本的な考え方  
請負契約による目視点検により、故障等の状況を確認し、応急措置とその後の対策を適切に行うことを基本とする。
3. 点検診断等の時期、対象とする部位、方法等
  - ・水道法に基づく水質検査に合わせて目視点検を行う。
  - ・点検記録簿に異常がある場合は「A」、異常なしの場合「D」の記載を以て点検診断とする。
  - ・契約は、毎年更新するものとする。
  - ・詳細は、別添仕様書のとおり。
4. 当該施設の損傷、劣化その他の変状についての対応
  - ・故障が発見された場合は、予算を確保したうえで修理する。
5. その他
  - ・維持管理（供用）期間は、当該施設が不要となるまでとする。
  - ・LCCは、過去の現状復旧に係る費用を計上し、平均を以てLCCとする。  
ただし、災害に伴う現状復旧は対象としない。（LCC別紙を添付）

※別添に仕様書等契約図書を添付

（維持管理計画書等の構成は、本文、別添仕様書等契約図書、点検記録簿、LCC別紙）

## 【老朽化の進行が著しい施設】

### 〇〇港 老朽化施設に関する維持管理計画等

本計画は、〇〇県が管理する〇〇港における「老朽化施設」を対象に、安全・安心の確保等を図ることを目的とする。

1. 対象施設：別表及び別添図のとおり
  2. 維持管理についての基本的な考え方：現場巡視（点検）で安全に支障をきたす変状を確認し、応急措置とその後の対策を適切に行うことを基本とする。
  3. 点検診断等の時期、対象とする部位、方法等
    - ・巡回（点検）による目視点検とする。（1回／〇か月）
    - ・地震等の天災及び港湾利用者等より異常の通報があった場合は、臨時点検を行う。
    - ・点検終了後、点検記録簿に異常がある場合は「A」、異常なしの場合「D」の記載を以て点検診断とする。
  4. 当該施設の損傷、劣化その他の変状についての対応
    - ・陥没、沈下等の異常が認められた場合は、立ち入り制限を行う。
    - ・原因を究明する。
    - ・経過観察を行う。
    - ・復旧方法の検討又は用途廃止を検討する。
    - ・予算を確保したうえで、現状復旧又は撤去を行う。
  5. その他
    - ・維持管理（供用）期間は、当該施設が不要となるまでとする。
    - ・LCCは、過去の現状復旧に係る費用を計上し、平均を以てLCCとする。  
ただし、災害に伴う現状復旧は対象としない。（LCC別紙を添付）
- ※老朽化施設をまとめる場合は、別表を添付

（維持管理計画書の構成は、本文、別表、別添図、点検記録簿、LCC別紙）

## 【水域施設】

### 〇〇港 水域施設に関する維持管理計画等

本計画は、〇〇県が管理する〇〇港における「水域施設」を対象に、安全・安心の確保等を図ることを目的とする。

1. 対象施設：〇〇港水域施設（別表及び別添図参照）
2. 維持管理についての基本的な考え方：現場巡視（点検）で安全に支障をきたす変状を確認し、応急措置とその後の対策を適切に行うことを基本とする。
3. 点検診断等の時期、対象とする部位、方法等
  - ・巡回（点検）による目視点検及び必要に応じ簡易測探を併用する。（1回／〇年）
  - ・台風、津波等の天災及び港湾利用者より異常の通報があった場合は、臨時点検を行う。
  - ・点検終了後、点検記録簿に異常がある場合は「A」、異常なしの場合「D」の記載を以て点検診断とする。
4. 当該施設の埋没時の対応
  - ・施設の埋没が確認された場合は、港長に通報し規制をかける。
  - ・詳細調査を実施して埋没エリアを特定する。
  - ・復旧方法の検討。
  - ・予算を確保したうえで、維持浚渫を行う。
5. その他
  - ・維持管理（供用）期間は、当該施設が不要となるまでとする。
  - ・LCCは、過去の維持浚渫に係る費用を計上し、平均を以てLCCとする。  
ただし、災害に伴う浚渫は対象としない。（LCC別紙を添付）

※位置図、平面図等及び複数施設を括る場合は別表を添付

※埋没が想定される水域施設は、標準版を使用すること

（維持管理計画書の構成は、本文、別表、別添図、点検記録簿、LCC別紙）

## 【防波堤】

### 〇〇港 防波堤に関する維持管理計画等

本計画は、〇〇県が管理する〇〇港における「防波堤」を対象に、安全・安心の確保等を図ることを目的とする。

1. 対象施設：防波堤（別添図等参照）
2. 維持管理についての基本的な考え方  
一般定期点検で安全に支障をきたす変状を確認し、応急措置とその後の対策を適切に行うことを基本とする。
3. 点検診断等の時期、対象とする部位、方法等
  - ・一般定期点検による目視点検及び必要に応じ簡易測探を併用する。  
（通常点検診断施設：5年以内ごとに少なくとも1回、重点点検診断施設：3年以内ごとに少なくとも1回）
  - ・簡易版点検診断シートに示された点検診断項目で点検を行う。
  - ・台風、津波等の天災及び港湾利用者より異常の通報があった場合は、臨時点検を行う。
  - ・点検終了後、簡易版点検診断シートにより性能低下度の評価を行う。評価は「A」「B」「C」「D」の4段階。
4. 当該施設の損傷、劣化その他の変状についての対応
  - ・陥没、沈下等の異常が認められた場合は、立ち入り制限を行う。
  - ・原因を究明する。
  - ・経過観察を行う。
  - ・復旧方法を検討する。
  - ・予算を確保したうえで、現状復旧（維持工事）を行う。
  - ・附帯設備等については、利用者と調整を行い、適宜交換を実施する。
5. その他
  - ・維持管理（供用）期間は、当該施設が不要となるまでとする。
  - ・LCCは、過去の現状復旧に係る費用を計上し、平均を以てLCCとする。  
ただし、災害に伴う現状復旧は対象としない。（LCC別紙を添付）

※施設の置かれている諸条件、設計供用期間、構造特性、材料特性、点検診断及び維持工事の難易度、施設の重要度を「総論」として簡潔にとりまとめ、添付。（簡易総論シート）

## 〇〇港 護岸に関する維持管理計画等

本計画は、〇〇県が管理する〇〇港における「護岸」を対象に、安全・安心の確保等を図ることを目的とする。

1. 対象施設：護岸（別添図等参照）
2. 維持管理についての基本的な考え方：一般定期点検で安全に支障をきたす変状を確認し、応急措置とその後の対策を適切に行うことを基本とする。
3. 点検診断等の時期、対象とする部位、方法等
  - ・一般定期点検による目視点検及び必要に応じ簡易測探を併用する。  
（通常点検診断施設：5年以内ごとに少なくとも1回、重点点検診断施設：3年以内ごとに少なくとも1回）
  - ・簡易版点検診断シートに示された点検診断項目で点検を行う。
  - ・台風、津波等の天災及び港湾利用者より異常の通報があった場合は、臨時点検を行う。
  - ・点検終了後、簡易版点検診断シートにより性能低下度の評価を行う。評価は「A」「B」「C」「D」の4段階。
4. 当該施設の損傷、劣化その他の変状についての対応
  - ・陥没、沈下等の異常が認められた場合は、立ち入り制限を行う。
  - ・原因を究明する。
  - ・経過観察を行う。
  - ・復旧方法の検討を検討する。
  - ・予算を確保したうえで、現状復旧を行う。
  - ・附帯設備等については、利用者と調整を行い、適宜交換や維持工事を実施する。
5. その他
  - ・維持管理（供用）期間は、当該施設が不要となるまでとする。
  - ・LCCは、過去の現状復旧に係る費用を計上し、平均を以てLCCとする。  
ただし、災害に伴う現状復旧は対象としない。（LCC別紙を添付）

※施設の置かれている諸条件、設計供用期間、構造特性、材料特性、点検診断及び維持工事の難易度、施設の重要度を「総論」として簡潔にとりまとめ、添付（簡易総論シート）。

（維持管理計画書の構成は、本文、別添図等、簡易版点検診断シート、LCC別紙、簡易総論シート）

## 簡易版点検診断について

## 簡易版点検診断の実施単位

施設の劣化度の判定及び性能低下度の評価の標準的な実施単位は、たとえば、係留式矢板岸壁は、上部工1スパンごととしているが、簡易版点検診断の実施単位は、1施設ごととする。

### 施設の劣化度の判定及び性能低下度の評価の標準的な実施単位【標準版】

施設名		点検診断 (a、b、c、d)	評価 (A、B、C、D)
護岸・堤防	重力式	ケーソン1函ごと	1施設ごとを標準とするが、施設延長が長い場合には、構造形式や供用期間などを踏まえて、200～500mを目安に適切に定める。
	矢板式	上部工1スパンごと	
係留施設	重力式	ケーソン1函ごと	1バースごと
	矢板式	上部工1スパンごと	
	栈橋	上部工1スパンごと	
	浮栈橋	1ポンツーンごと	

港湾の施設の  
点検診断ガイ  
ドライン  
【標準版】

### 施設の劣化度の判定及び性能低下度の評価の実施単位【簡易版】

施設名		点検診断 (a、b、c、d)	評価 (A、B、C、D)
護岸・堤防	重力式	一施設ごと	1施設ごとを標準とするが、施設延長が長い場合には、構造形式や供用期間などを踏まえて、200～500mを目安に適切に定める。
	矢板式	一施設ごと	
係留施設	重力式	一施設ごと	1バースごと(一施設ごと)
	矢板式	一施設ごと	
	栈橋	一施設ごと	
	浮栈橋	1ポンツーンごと	

標準的な方法  
に準じた適切  
な方法  
【簡易版】

簡易版の内、「標準版の策定を基本とするが、予算が確保できない施設である事後保全型施設(1)」は、維持管理計画書等の「点検診断計画」に基づき、下記の項目に示した簡易版点検診断シートを用いて行うとよい。

港湾名		点検者		備 考		
地区・施設名		点検日時	年 月 日 ( )			
構造形式		総合評価	A ・ B ・ C ・ D			
点検内容 ・ 判定基準				施設の性能が相当低下している状態	施設の性能が低下している状態	点検項目ごとの性能低下度
※劣化度の判定は、1施設ごとあるいは、200m～500mごとに、それぞれの判定基準でもっとも劣化が進んでいるとみられる箇所でおこない、簡易的に総合評価をおこなうことも可とする。						
対象施設	点検診断項目の分類	点検診断の項目	点検方法	劣化度の判定基準		

# 簡易版点検診断シート(臨港交通施設)

一般定期点検診断様式 (簡易版) 【臨港交通施設(舗装：車道)】 国土交通省 道路局の車道舗装の判定基準を準用する。

港湾名		点検者		備考					
地区・施設名		点検日時				年 月 日 ( )			
構造形式		総合評価				A ・ B ・ C ・ D			
点検内容・判定基準									
※劣化度の判定は、1施設ごとに、それぞれの判定基準でもっとも劣化が進んでいるとみられる箇所でおこない、簡易的に総合評価をおこなうことも可とする。									
対象施設	点検診断項目の分類	点検診断の項目	点検方法	劣化度の判定基準		施設の性能が相当低下している状態	施設の性能が低下している状態	点検項目ごとの性能低下度	
				自由記載 (所見等がある場合に記載)					
臨港交通施設	Ⅱ類	舗装(車道)	アスファルト舗装の劣化、損傷	目視 アスファルト舗装の段差、凹凸、わだち掘れ、ひび割れ、損傷	<input type="checkbox"/> 走行車両に対し供用上、危険な段差、陥没、わだち掘れ、ひび割れなどがある。				
					a				
					<input type="checkbox"/> 15mm以上の段差がある。				
					<input type="checkbox"/> 50mm以上の凹凸がある。				
					<input type="checkbox"/> 10mm以上のわだち掘れがある。				
					<input type="checkbox"/> 幅3mm以上のひび割れが見られる。				
					b				
					<input type="checkbox"/> 10～15mmの段差がある。				
					<input type="checkbox"/> 20～50mm以上の凹凸がある。				
					<input type="checkbox"/> 幅3mm未満のひび割れが見られる。				
					c				
					<input type="checkbox"/> 10mm未満の段差がある。				
					<input type="checkbox"/> 20mm未満の凹凸がある。				
<input type="checkbox"/> 10mm未満のわだち掘れがある。									
<input type="checkbox"/> 微小なひび割れがある。									
d									
<input type="checkbox"/> 変状なし。									
自由記載 (所見等がある場合に記載)									
・判定の根拠となる変状の写真を添付し、変状の位置、コメント(今後の対応)等を記載する。									

## 簡易版点検診断シート(荷さばき地)

一般定期点検診断様式(簡易版) 【荷さばき地(舗装)】 国土交通省 道路局の車道舗装の判定基準を準用する。

港湾名				点検者				備考		
地区・施設名				点検日時	年 月 日 ( )					
構造形式				総合評価	A ・ B ・ C ・ D					
点検内容・判定基準								施設の性能が相当低下している状態	施設の性能が低下している状態	点検項目ごとの性能低下度
※劣化度の判定は、1施設ごとに、それぞれの判定基準でもっとも劣化が進んでいるとみられる箇所でおこない、簡易的に総合評価をおこなうことも可とする。										
対象施設	点検診断項目の分類	点検診断の項目		点検方法	劣化度の判定基準					
荷さばき地	Ⅱ類	舗装	アスファルト舗装の劣化、損傷	目視 アスファルト舗装の段差、凹凸、わだち掘れ、ひび割れ、損傷	a	<input type="checkbox"/> 走行車両に対し供用上、危険な段差、陥没、わだち掘れ、ひび割れなどがある。				
						<input type="checkbox"/> 15mm以上の段差がある。				
						<input type="checkbox"/> 50mm以上の凹凸がある。				
						<input type="checkbox"/> 10mm以上のわだち掘れがある。				
						<input type="checkbox"/> 幅3mm以上のひび割れが見られる。				
					b	<input type="checkbox"/> 10～15mmの段差がある。				
						<input type="checkbox"/> 20～50mm以上の凹凸がある。				
						<input type="checkbox"/> 幅3mm未満のひび割れが見られる。				
					c	<input type="checkbox"/> 10mm未満の段差がある。	-	-		
						<input type="checkbox"/> 20mm未満の凹凸がある。				
						<input type="checkbox"/> 10mm未満のわだち掘れがある。				
					d	<input type="checkbox"/> 微小なひび割れがある。	-	-		
						<input type="checkbox"/> 変状なし。				
自由記載 (所見等がある場合に記載)										
・判定の根拠となる変状の写真を添付し、変状の位置、コメント(今後の対応)等を記載する。										

## 簡易版点検診断シート(船舶のための給水施設)

## 一般定期点検診断様式 (簡易版) 【船舶のための給水施設】

港湾名				点検者				備考			
地区・施設名				点検日時	年 月 日 ( )						
構造形式				総合評価	A ・ D						
点検内容・判定基準								施設の性能が相当低下している状態	施設の性能が低下している状態	点検項目ごとの性能低下度	
※劣化度の判定は、1施設ごとに、それぞれの判定基準でもっとも劣化が進んでいるとみられる箇所でおこなう。											
対象施設	点検診断項目の分類	点検診断の項目		点検方法	劣化度の判定基準						
船舶のための給水施設	Ⅲ類	給水管	吊り下げ管 管の通り・た わみ・腐食・ 漏水	目視	a	□修理や部品の交換等により是正することが必要な状態。					
					b	----					
					c	----			-	-	
					d	□変状なし。			-	-	
		埋設管、漏 水音	聴音	a	□修理や部品の交換等により是正することが必要な状態。						
				b	----			-	-		
				c	----			-	-		
				d	□変状なし。			-	-		
		給水栓	外観、作動 ほか	目視および動 作確認	a	□修理や部品の交換等により是正することが必要な状態。					
					b	----					
					c	----			-	-	
					d	□変状なし。			-	-	
	ポンプ	モーターの 発熱、ポンプ の振動	目視および動 作確認	a	□修理や部品の交換等により是正することが必要な状態。						
				b	----						
				c	----			-	-		
				d	□変状なし。			-	-		
貯水槽	外観、亀裂、 漏水、マンホ ルの密閉ほ か	目視	a	□修理や部品の交換等により是正することが必要な状態。							
			b	----							
			c	----			-	-			
			d	□変状なし。			-	-			
自由記載 (所見等がある場合に記載)											
・判定の根拠となる変状の写真を添付し、変状の位置、コメント(今後の対応)等を記載する。											

## 簡易版の点検診断シート（点検記録簿）のひな型（予定）

簡易版の点検診断シート（点検記録簿）のひな型（予定）を下記に示す。  
※基本ソフトは、エクセルを予定している。

水域  
【簡易版】

防波堤  
【簡易版】

係船岸  
【簡易版】

杭式棧橋  
【簡易版】

浮棧橋  
【簡易版】

係船浮標  
【簡易版】

臨港交通施設  
（舗装）  
【簡易版】

荷さばき地  
（舗装）  
【簡易版】

上屋  
【簡易版】

船舶のための  
給水施設  
【簡易版】

防潮堤、護岸、  
堤防  
【簡易版】

広場（緑地）  
【簡易版】